

## 水質基準等の見直しについて

### 1. 経緯

水道の水質基準については、平成 15 年の厚生科学審議会答申「水質基準の見直し等について」において、最新の科学的知見に従い、逐次改正方式により見直しを行うこととされており、令和 6 年の水道行政の移管後は、環境省が水質基準逐次改正検討会を設置し所要の検討を進めている。

今回も検出状況、食品健康影響評価の新しい評価等による見直しを検討したところ。

平成 15 年 4 月 28 日 厚生科学審議会答申（厚科審第 5 号）「水質基準の見直し等について」

#### I. 基本的考え方

##### 3. 逐次改正方式

水質基準については、最新の科学的知見に従い常に見直しが行われるべきであり、世界保健機関（WHO）においても、飲料水水質ガイドラインの 3 訂版では、今後は“Rolling Revision”（逐次改正方式）によることとし、従来のような一定期間を経た上で改正作業に着手するという方式を改めるとしている。

我が国の水質基準においても、理念上は逐次改正方式によることとされているが、これを実効あらしめるためには、例えば、関連分野の専門家からなる水質基準の見直しのための常設の専門家会議を設置することが有益である。

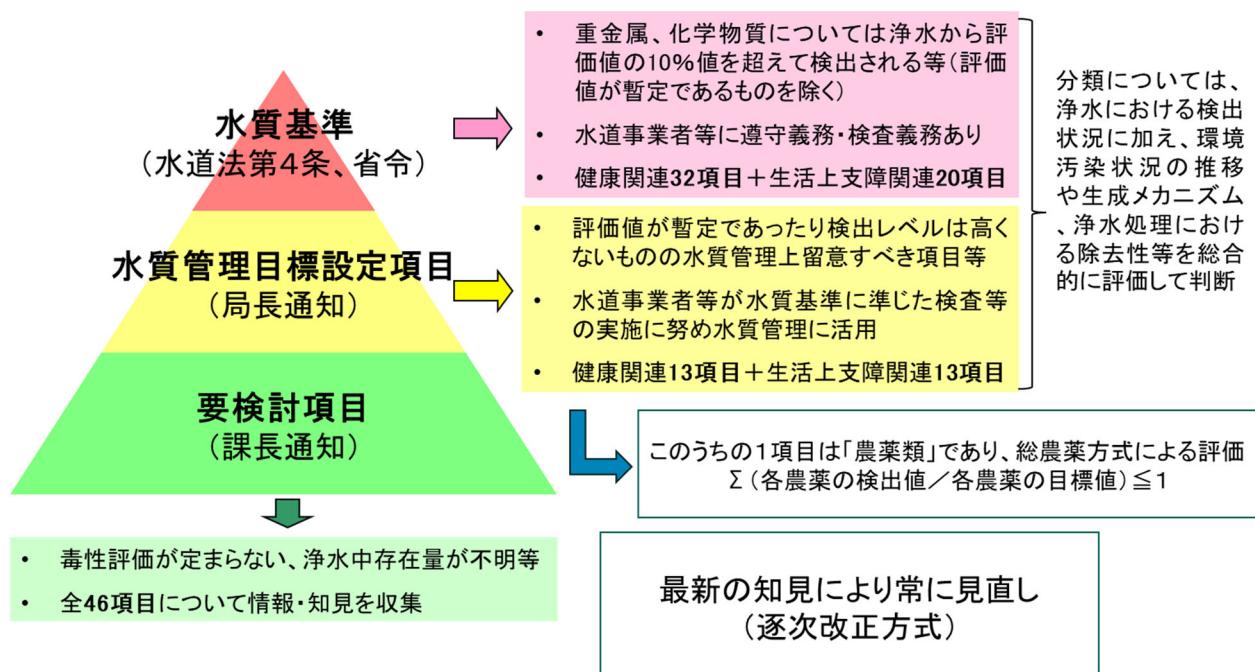


図 1 水道水の水質基準等の体系図(令和 8 年 4 月 1 日以降)

## 2. 農薬類の目標値等の見直し案

農薬類については、令和7年度時点で水質基準に位置づけられている物質ではなく、水質管理目標設定項目の一つとして「農薬類」が定められている。水道水（浄水）における農薬類の評価方法は、個々の農薬について検出値（濃度）を目標値（濃度）で除した値を計算し、それらを合算した値が1を超えないこととする「総農薬方式」を採用しており、測定を行う農薬は、各水道事業者等がその地域の状況を勘案して適切に選定することとされている。

検出状況や使用量などを勘案し、浄水で検出される可能性の高い農薬115物質が「対象農薬リスト掲載農薬類」として整理されているが、これらの農薬以外の農薬についても、地域の実情に応じて測定を行い、総農薬方式による評価を行うこととされている。

なお、農薬類には、「対象農薬リスト掲載農薬類」の他に「要検討農薬類」と「その他農薬類」の分類区分がある（表1）。

表1 農薬類の分類区分

分類区分	内 容	項目数*
対象農薬リスト掲載農薬類	目標値の1%を超えて浄水から検出されるおそれのあるものや、検出のおそれが小さくとも社会的な要請があるもの	115
要検討農薬類	対象農薬リストに掲載しない農薬類のうち、積極的に安全性評価及び検出状況に係る知見の収集に努めもの（目標値が未設定であるが、既存の許容一日摂取量（ADI）を用いて算定される評価値の1%を超えて検出されるおそれがあるものを含む）	15
その他農薬類	対象農薬リストに掲載しない農薬類のうち、測定しても浄水から検出されるおそれが小さく、検討の優先順位が低いもの	86

\*項目数は令和7年6月30日時点

(参考) 水質管理目標設定項目である農薬類とその目標値についての補足

水質管理目標設定項目は、一般環境中で検出されている物質や、今後水道水中で検出される可能性がある物質などを水道水質管理上留意すべき物質として設けているものである。同項目の一つである「農薬類」については、水道原水中に存在していた農薬が、水道水中に残ってしまう場合などを考慮して目標値を設定しており、水道水を作る過程で農薬を入れることはない。

「目標値」とは、目標とする濃度ではなく、これを超えないことが望ましい濃度のことであり、水道水中ではなるべく低い濃度であることが望ましいとする考え方である。このため、水質管理の目安となる目標値を設定している。

## (1) 食品健康影響評価を踏まえた評価値の見直し

令和7年6月末までに内閣府食品安全委員会による食品健康影響評価の結果が示され、これまでに中央環境審議会水環境・土壤農薬部会水道水質・衛生管理小委員会（または厚生科学審議会生活環境水道部会）にて、未検討のものをまとめた（表2）。

新評価値の算出方法は、内閣府食品安全委員会が設定した許容一日摂取量(ADI)を用い、1日2L摂取、体重50kg、割当率10%として算出した。

この結果、対象農薬リスト掲載農薬類である「1,3-ジクロロプロペン」は、現行の評価値と異なる評価値が得られたことから、見直しを行う必要があると考えられる。また、その他農薬である「クロルタールジメチル」は、新評価値が得られた。

表2 食品健康影響評価の結果と水道水の評価値

略号※1	項目	食品安全委員会 評価結果通知 (版数)	新評価:ADI (mg/kg 体重/日)	現行評価:ADI (mg/kg 体重/日)	新 評価値 (mg/L)	現行 評価値 (mg/L)
対-001	<u>1,3-ジクロロプロ ペン</u>	R6.3.7 (5)	0.025	0.02	<u>0.06</u>	0.05
対-007	アセフェート	R6.2.14 (4)	0.0024	0.0024	0.006	0.006
対-020	エスプロカルブ	R6.6.11 (4)	0.01	0.01	0.03	0.03
対-021	エトフェンプロック ス	R6.6.11 (7)	0.031	0.031	0.08	0.08
対-028	<u>カルタップ (カルタップ塩酸塩、 チオシクラムシユウ 酸水素塩の総合評 価)</u>	R6.1.17 (2)	0.021	0.03	<u>0.05</u>	0.08
対-031	キノクラミン	R7.6.12 (2)	0.0021	0.0021	0.005	0.005
対-035	グルホシネート	R7.2.6 (6)	0.0091	0.0091	0.02	0.02
対-056	ダゾメット、メタム及 びメチルイソチオシ アネート	R6.1.31 (3)	0.004	0.004	0.01	0.01
対-061	チオベンカルブ	R5.11.1 (3)	0.009	0.009	0.02	0.02
対-078	フェニトロチオン	R5.11.16 (3)	0.0049	0.005	0.01	0.01
対-080	フェリムゾン	R6.10.30 (3)	0.0019	0.019	0.05	0.05
対-085	ブタクロール	R5.11.1 (2)	0.01	0.01	0.03	0.03
対-088	フルアジナム	R7.2.6 (3)	0.01	0.01	0.03	0.03
対-089	プレチラクロール	R6.12.18 (2)	0.018	0.018	0.05	0.05
対-090	プロシミドン	R5.8.1 (4)	0.035	0.035	0.09	0.09
対-091	プロチオホス	R5.7.12 (2)	0.0027	0.0027	0.007	0.007
対-105	ホスチアゼート	R6.3.21 (3)	0.002	0.002	0.005	0.005

要-19	ペントキサゾン	R7.1.22 (2)	0.23	0.23	0.6	0.6
他-17	オキソリニック酸	R7.4.22 (5)	0.021	0.021	0.05	0.05
他-21	<u>クロルタールジメチル</u>	R7.5.28 (1)	0.001	—	<u>0.003</u>	—
他-48	チフルザミド	R5.11.1 (4)	0.014	0.014	0.04	0.04
他-83	メタミドホス	R6.2.14 (3)	0.00056	0.0006	0.001	0.001

※ 略号の意味

対： 対象農薬リスト掲載農薬類（平成 15 年 10 月 10 日付け健発第 1010004 号局長通知 別添 2）

目標値の 1 %を超えて浄水から検出されるおそれのあるものや検出のおそれが小さくとも社会的な要請があるもの

要： 要検討農薬類（平成 4 年 12 月 21 日付け衛水第 270 号 別表第 5）

積極的に安全性評価及び検出状況に係る知見の収集に努める農薬

他： その他農薬類（平成 4 年 12 月 21 日付け衛水第 270 号 別表第 6）

測定しても浄水から検出されるおそれが小さく、検討の優先順位が低い農薬

※ 各農薬の評価値は許容一日摂取量 (ADI) 等から一定の計算式により計算した値で、目標値は浄水技術、測定技術等を考慮して設定する。目標値は評価値と同値となることもあれば、異なる値となることもある。

「カルタップ」は、食品安全委員会の農薬評価書「カルタップ、チオシクラム及びベンスルタップ（第 2 版）」（以下、「カルタップ等評価書」という。）により、ADI 等が示されている。この 3 物質は、いずれも動物体内においてネライストキシンを経由して代謝/分解され、また、毒性試験における各剤の投与による主な影響〔体重（増加抑制）及び神経系（振戦、痙攣等）〕は同様であり、動物における毒性発現は主に共通代謝物によるものと推察されたことから、カルタップ等評価書では 3 物質を一体として総合評価が行われている。今回、水道での総合評価について検討を行った（表 3）。

表 3 カルタップ塩酸塩、チオシクラムシュウ酸水素塩の性状等<sup>※3</sup>

		カルタップ塩酸塩	チオシクラムシュウ酸水素塩
ADI(mg/kg 体重/日) (カルタップ塩酸塩換算)		0.03	0.021
出荷量(t)	2018 年度 <sup>1)</sup>	107.4	18.9
	2019 年度	102.7	24.5
	2020 年度	104.8	18.6
	2021 年度	119.9	27.3
	2022 年度	109.8	19.4
加水分解試験 半減期		0.13 時間 (ネライストキシン生成)	301 日 (ネライストキシン生成)
水中光分解試験 半減期		0.06~20 時間 (ネライストキシン生成)	8.88~11.2 時間 (ネライストキシン生成)
水道における分析法		通知法により、ネライストキシンを測定し、カルタップに換算する	- (分析している機関なし)

1) … 農薬年度(2018 年度は 2017 年 10 月～2018 年 9 月)

〔※3 内閣府食品安全委員会の「農薬評価書」、一般社団法人日本植物防疫協会の「農薬要覧」から H30(2018)～R04(2022) 年度のデータを収集し、環境省水道水質・衛生管理室で表にまとめた〕

カルタップ等評価書では、カルタップ塩酸塩、チオシクラムシュウ酸水素塩及びベンスルタップのグループADIとしては、各剤のADIのうち、最小値であるベンスルタップのADIを3剤のグループのADIとして設定している。

ベンスルタップは対象農薬リスト農薬類ではなく、2023年に農薬としての登録が失効したことから近年の出荷量は0となっており、水中などの分解試験においてもネライストキシンは生成しないものと考えられる。

チオシクラムは対象農薬リスト農薬類ではないが、出荷量も年間20t程度と低くはなく、環境中で水中光分解しネライストキシンを生成している可能性がある。カルタップ等評価書では、チオシクラムシュウ酸水素塩のADIは0.021mg/kg体重/日とされ、カルタップ塩酸塩のADIより小さな値となっている。

以上のことから、水道においては、ネライストキシンとして測定しているカルタップにはチオシクラム由来が含まれている可能性があることから、カルタップ塩酸塩及びチオシクラムシュウ酸水素塩の両物質からネライストキシンが生成されるものとし、より安全側の観点からチオシクラムシュウ酸水素塩のADIから評価値を算定し、「カルタップ」の目標値を変更するものとする。併せて、通知本文に測定対象とする農薬類の選定にあたって留意する旨、注釈にチオシクラムの分解物もネライストキシンである旨を追記する。

#### 現在の注釈

注5) カルタップの濃度は、ネライストキシンとして測定し、カルタップに換算して算出すること。

#### 改正案



本文追記 出荷・散布される農薬と検出される農薬は異なる場合がある。特に、代謝物や分解物が測定対象となっている場合には、それらの検出可能性も考慮して、検査対象農薬の選定の際に留意すること。

注5) カルタップの濃度は、ネライストキシンとして測定し、カルタップに換算して算出すること。なお、チオシクラム分解物由來のネライストキシンが含まれる可能性がある。

## (2) 目標値及び通知の改正案

1,3-ジクロロプロペン (0.05mg/L → 0.06mg/L)、カルタップ (0.08mg/L → 0.05mg/L) の目標値の改正案について、令和7年11月27日から令和7年12月26日までの間、意見募集（パブリックコメント）を行い、資料1-2にまとめた。

その内容を踏まえ、次の内容を水道水質・衛生管理小委員会へ報告し、令和8年4月1日から適用する。

### 1) 食品健康影響評価を踏まえた目標値の見直し

農薬名	新目標値(mg/L)※	現行目標値(mg/L)
1,3-ジクロロプロペン	0.06	0.05
カルタップ	0.05	0.08
クロルタールジメチル	0.003	-

### 2) 目標値以外の通知の見直し

#### 現在の注釈

**注5)** カルタップの濃度は、ネライストキシンとして測定し、カルタップに換算して算出すること。

#### 改正案

**本文追記** 出荷・散布される農薬と検出される農薬は異なる場合がある。特に、代謝物や分解物が測定対象となっている場合には、それらの検出可能性も考慮して、検査対象農薬の選定の際には留意すること。

**注5)** カルタップの濃度は、ネライストキシンとして測定し、カルタップに換算して算出すること。なお、チオシクラム分解物由来のネライストキシンが含まれる可能性がある。